一　法人がその発行する一部の株式の内容として株主等が当該法人に対して確定額又は確定額とその確定額に対する利息に相当する金額との合計額の金銭を対価として当該株式の取得を請求することができる旨の定めを設けている場合の当該株式

二　法人がその発行する一部の株式の内容として当該法人が一定の事由が発生したことを条件として確定額又は確定額とその確定額に対する利息に相当する金額との合計額の金銭を対価として当該株式の取得をすることができる旨の定めを設けている場合の当該株式

第八条の二中「第十三号」を「第十二号」に、「同項第十四号から第二十一号まで」を「同項第十三号から第十九号まで」に改める。

第九条第一項中「第六号まで」を「第七号まで」に、「第七号から第十一号まで」を「第八号から第十二号まで」に改め、同項第一号中「トまで」を「チまで」に、「チ及びリ」を「リからルまで」に改め、同号リを同号ヌとし、同号チを同号リとし、同号トを同号チとし、同号ヘ中「収益の額から同項に規定する損失の額」を「資産の同項に規定する帳簿価額から同項に規定する負債の同項に規定する帳簿価額」に改め、同号ヘを同号トとし、同号ホ中「算入された」を「算入される」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　法第二十五条の二第一項（受贈益の益金不算入）の規定により所得の金額の計算上益金の額に算入されない金額

第九条第一項第一号に次のように加える。

ル　法第六十一条の十三第七項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）の規定により譲渡損益調整資産（同条第一項に規定する譲渡損益調整資産をいう。ルにおいて同じ。）の取得価額に算入しない金額から同条第七項の規定により譲渡損益調整資産の取得価額に算入する金額を減算した金額

第九条第一項第二号から第四号までを次のように改める。

二　当該法人を合併法人とする適格合併により当該適格合併に係る被合併法人から移転を受けた資産の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度終了の時の帳簿価額（当該適格合併に基因して第六号又は次条第一項第四号に掲げる金額が生じた場合には当該金額に相当する金額を含むものとし、当該資産が当該被合併法人である公益法人等の収益事業以外の事業に属する資産であつた場合には当該資産の価額として当該法人の帳簿に記載された金額とする。）から当該適格合併により当該被合併法人から移転を受けた負債の当該終了の時の帳簿価額（当該負債が当該被合併法人である公益法人等の収益事業以外の事業に属する負債であつた場合には、当該負債の価額として当該法人の帳簿に記載された金額）並びに当該適格合併により増加した資本金等の額（当該適格合併が当該法人を設立するものである場合には、当該法人の設立の時の資本金等の額）、当該適格合併により当該被合併法人の株主等に交付した第八条第一項第五号（資本金等の額）に規定する合併親法人株式の当該適格合併の直前の帳簿価額及び法第二十四条第二項（配当等の額とみなす金額）に規定する抱合株式の当該直前の帳簿価額の合計額を減算した金額

三　当該法人を分割承継法人とする適格分割型分割により当該適格分割型分割に係る分割法人から移転を受けた資産の当該適格分割型分割の直前の帳簿価額から当該適格分割型分割により当該分割法人から移転を受けた負債の当該直前の帳簿価額並びに当該適格分割型分割により増加した資本金等の額（当該適格分割型分割が当該法人を設立するものである場合には、当該法人の設立の時の資本金等の額）、当該適格分割型分割により当該分割法人に交付した第八条第一項第六号に規定する分割承継親法人株式の当該直前の帳簿価額及び当該法人が有していた当該適格分割型分割の割（第四条の三第六項第一号（適格組織再編成に係る株式の保有関係等）に規定する無対価分割（同項第二号イ又はハに掲げる関係があるものに限る。）に該当するものに限る。）に係る分割法人の株式に係る法第六十一条の二第四項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）に規定する分割純資産対応帳簿価額の合計額を減算した金額

四　当該法人を被現物分配法人とする適格現物分配により当該適格現物分配に係る現物分配法人から交付を受けた資産の当該適格現物分配の直前の帳簿価額に相当する金額（当該適格現物分配が法第二条第十二号の六ロに掲げる事由に係るものである場合には、当該適格現物分配に係る法第二十四条第一項に規定する株式又は出資に対応する部分の金額を除く。）

第九条第一項第十一号を削り、同項第十号中「第八条第一項第二十号」を「第八条第一項第十七号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号中「第八条第一項第十九号」を「第八条第一項第十六号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第八号中「第八条第一項第十六号（資本金等の額）」を「第八条第一項第十五号」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　当該法人を分割法人とする適格分割型分割により当該適格分割型分割に係る分割承継法人に移転をした資産の当該適格分割型分割の直前の帳簿価額から当該適格分割型分割により当該分割承継法人に移転をした負債の当該直前の帳簿価額及び当該適格分割型分割に係る第八条第一項第十五号に掲げる金額の合計額を減算した金額

第九条第一項第七号中「価額」の下に「（適格現物分配に係る資産にあつては、その交付の直前の帳簿価額）」を加え、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　当該法人が有する当該法人との間に完全支配関係（連結完全支配関係を除く。）がある法人（以下この号において「子法人」という。）の株式又は出資について寄附修正事由（子法人が他の内国法人から法第二十五条の二第二項に規定する受贈益の額で同条第一項若しくは法第八十一条の三第一項（法第二十五条の二第一項に係る部分に限る。）の規定の適用があるものを受け、又は子法人が他の内国法人に対して法第三十七条第七項（寄附金の損金不算入）（法第八十一条の六第六項（連結事業年度における寄附金の損金不算入）において準用する場合を含む。）に規定する寄附金の額で法第三十七条第二項若しくは第八十一条の六第二項の規定の適用があるものを支出したことをいう。以下この号において同じ。）が生ずる場合の当該受贈益の額に当該寄附修正事由に係る持分割合（当該子法人の寄附修正事由が生じた時の直前の発行済株式又は出資（当該子法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額のうちに当該法人が当該直前に有する当該子法人の株式又は出資の数又は金額の占める割合をいう。以下この号において同じ。）を乗じて計算した金額から寄附修正事由が生ずる場合の当該寄附金の額に当該寄附修正事由に係る持分割合を乗じて計算した金額を減算した金額

第九条第二項第一号中「以下第三号」を「以下第四号」に改め、同号ロ中「事後設立法人」を「現物分配法人」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に改め、同号ニ中「第六十一条の二第十四項第一号」を「第六十一条の二第十三項第一号」に改め、同号ホを次のように改める。

ホ　当該他の連結法人に法第二十四条第一項各号に掲げる事由が生じたこと（残余財産の分配を受けないことが確定したことを含む。第三号ハ及び第四号において同じ。）による当該他の連結法人の株式の譲渡

第九条第二項第三号ハ中「を被合併法人とする適格合併に該当しない合併その他の事由（当該株主等である連結法人のいずれかに法第二十四条第一項の規定の適用がある場合に限る。）」を「に法第二十四条第一項各号に掲げる事由が生じたこと」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　他の連結法人に法第二十四条第一項各号に掲げる事由が生じたこと。

第九条第三項第一号中「次に掲げる金額の合計額」の下に「（前項第四号に掲げる事由に該当する場合には、零）」を加え、同号イ中「第六号」を「第五号」に、「同項第七号及び第八号」を「同項第六号及び第七号」に改め、同号ロ中「前項各号に掲げる事由が生じた日前に終了する当該他の連結法人の分割前事業年度（当該他の連結法人を分割法人とする分割型分割を行つた場合の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度をいう。）及び」を削り、「第六号」を「第七号」に、「同項第七号から第十一号まで」を「同項第八号から第十二号まで」に改め、同号ハ中「次条第一項第二号から第五号まで」を「次条第一項第二号、第三号及び第五号」に、「同項第七号及び第八号」を「同項第六号及び第七号」に改め、「又は第一項第二号から第五号まで」の下に「及び第七号」を加え、「同項第八号から第十二号まで」を「次条第一項第六号」を「次条第一項第